

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、萱原水土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 役員の<br>種 類 | 氏 名   | 住 所            | 退任年月日      |
|------------|-------|----------------|------------|
| 理 事        | 平井 久夫 | 綾歌郡綾川町萱原392番地2 | 平成16年2月2日  |
| ”          | 長尾 昇  | ” ” 北638番地     | 平成16年9月21日 |
| ”          | 藪下 敏和 | ” ” 滝宮501番地1   | 平成17年6月20日 |